

平成19年度 入札・契約の適正化に係る追加評価

独立行政法人日本原子力研究開発機構

| 評価項目   | 評価結果   | 備考（実績等）   |
|--|--|---|
| <b>I 契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価</b>  |  |   |
| 1  | <p>契約方式、契約事務手続、公表事項等契約に係る規程類の適正性についての評価</p> <p>(項目別評価No33「留意事項」欄)<br/>                     随意契約に関して、平成19年12月に策定した随意契約見直し計画に基づき各種規程の改正を行うなど、着実に見直しが進められている。</p>   | <p>平成19年12月に策定した随意契約見直し計画に基づき、「契約事務規程」及び「契約事務の取扱い」(通達)を改正するとともに、「契約に係る公表基準」(理事長達)を制定した。</p>   |
| 2  | <p>契約の適正実施確保のための取組(※1)についての評価</p> <p>内部審査体制が整備され、これを踏まえた監事監査が行われており、引き続き、契約の適正性が確実に図られるよう一層の改善が必要である。</p>  | <p>契約の適正実施確保の観点から、法人内に「契約審査委員会」を設置し、政府調達及び5,000万円以上の随意契約案件について契約請求前に審査を実施するなどチェック機能及び内部統制の強化を図っている。平成20年度は、更なる審査体制の強化を図り500万円以上の随契案件について審査を実施する。</p>  |
| 3  | <p>「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況についての評価</p> <p>(項目別評価No33「留意事項」欄)<br/>                     随意契約に関して、平成19年12月に策定した随意契約見直し計画に基づき各種規程の改正を行うなど、着実に見直しが進められている。今後、これらの取組がより一層の調達コストの低減に結実することを期待する。</p> | <p>「随意契約見直し計画」において、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、平成20年度から順次一般競争入札等に移行することとし、見直し内容をホームページで公表した。</p> <p>なお、年度計画に基づき、競争契約の拡大に努め、随意契約による契約金額(500万円以上)の割合が目標の50%以下に対し39%を達成するなど、調達コストの削減に努めた。これにより、主要4事業における調達コストの低減率(契約金額/予定額)が、平成18年度と比較して約0.6%低下した。</p> |
| <b>II 個々の契約に係る評価</b>   |  |   |
| <p>監事による個々の契約のチェックプロセスや第三者によるチェックプロセスを把握した上で行う、契約における競争性・透明性の確保の観点からの、特定の契約(※2)に対する監事等によるチェックプロセスについての評価</p> | <p>監事によるチェックプロセスは、一般競争契約や随意契約などの契約方式を問わず5,000万円以上の契約案件について、また、関連公益法人との随意契約及び落札率の高い契約の一部について行われているが、引き続き、契約の適正性が確実に図られるよう一層の改善が必要である。</p>   | <p>監事は随意契約見直し計画の内容、随意契約に関する基準、規程類の策定・改正及び契約事務体制について評価または確認するとともに、一般競争や随意契約などの契約方式を問わず、5,000万円以上の契約案件(約400件)について監査を実施した。平成20年度は、全ての随意契約が基準に照らして妥当であるか等厳格にチェックする。</p>   |

※ 斜体部分はすでに提出している評価書に記載している事項

※1 契約事務の適正実施確保のためにとられている措置や体制（内部審査体制、外部審査体制、監事監査等）についての評価を記載（措置や体制がとられていない場合はその必要性について評価）

※2 関連公益法人との随意契約及び落札率が95%以上の契約(予定価格を公表していない場合は応札者が1者のみの契約)(500万円以上)を対象とする。500万円以上を対象としたときに該当する契約件数が多い場合は、契約金額上位30件程度が入る金額で下限を定める。